

スウェーデン

意匠法

2012年8月1日に改正された1970年法律No.485

目次

一般規定

第1条

第1a条

第2条

第2a条

第3条

第3a条

第4条

第4a条

第5条

第6条 (削除)

第7条

第7a条

第7b条

第8条

第8a条

第8b条

第8c条

第8d条

出願及び審査

第9条

第10条

第11条

第12条

第13条

第14条

第15条

第16条

第17条

第18条

第18a条

第19条

第20条

第21条

第 22 条

第 23 条 (削除)

存続期間

第 24 条

第 25 条

移転とライセンス他

第 26 条

第 27 条

第 28 条—第 30 条 (削除)

第 31 条

第 31a 条

第 31b 条

第 32 条

第 33 条

情報提供義務

第 34 条

債務及び損害賠償他

第 35 条

第 35a 条

第 35b 条

第 35c 条

第 35d 条

第 35e 条

第 35f 条

第 35g 条

第 35h 条

第 36 条

第 37 条

第 37a 条

第 37b 条

第 37c 条

第 37d 条

第 37e 条

第 37f 条

第 37g 条

第 37h 条

第 38 条

第 39 条

第 40 条

訴訟手続き

第 41 条

第 42 条

第 43 条

第 44 条

第 45 条

第 46 条

第 47 条

第 48 条

第 49 条

共同体意匠

第 50 条

第 51 条

第 52 条

一般規定

第1条

本法の適用上、次のとおりとする。

1. 意匠とは、物品の細部又は物品の装飾の細部の特徴からもたらされる物品の全部又は一部の外観であって、特に線、輪郭、色彩、形状、織り方又は材料に関するものをいう。
2. 物品とは、工業品又は手工芸品をいい、複合物品に組み立てるための部分、包装、外装、図形及び印刷用書体を含むが、コンピュータ・プログラムを除く。
3. 複合物品とは、複数の取り替え可能な構成要素から成り立っており、分解して組み立て直すことが可能な物品をいう。

理事会規則(共同体意匠に関する2001年12月12日のEC No. 6/2002)に基づく共同体意匠の規定は、第50条から第52条に含まれる。

第1a条

意匠を創作した者(意匠創作者)又はその権利承継人は、登録することにより、本法に基づいて当該意匠を実施する排他的権利(意匠権)を取得することができる。

第2条

意匠権は、意匠が新規であり、かつ、固有の特性を有する場合にのみ取得することができる。意匠は、登録出願の出願日の前又は第8条から第8d条までに従って優先権が主張される場合は優先日の前に、同一の意匠が公衆に利用可能とされていない場合は新規であるとみなされる。複数の意匠の間に相違があったとしても、これら意匠の特徴が些細な細部においてのみ異なるに過ぎない場合は、これら複数の意匠は同一であるとみなす。

意匠は、それにより知識のある使用者に与えられる全般的な印象が、第2段落にいう日の前に公衆に利用可能とされた他の意匠により与えられる全般的な印象と異なる場合は、固有の特性を有するものとみなす。意匠が固有の特性を有するか否かを判定する際、当該意匠を作る上での意匠創作者の自由の度合いを考慮に入れるものとする。

第2a条

複合物品の一部に係る意匠は、次の場合に限り、新規でありかつ固有の特性を有するものとみなす。

1. 構成要素又はその一部が複合物品に組み入れられたときに、当該物品の通常の使用中に引き続き目に見え、かつ
2. 当該意匠がそれ自体で引き続き目に見える範囲内で、新規性及び固有の特性に関する第2条の要件を遵守する場合

「通常の使用」とは、維持、サービス及び修理作業を除く最終使用者による使用をいう。

第3条

意匠は、登録手続その他に関連して公開されている場合、公衆に利用可能とされているとみなす。意匠が展示され、取引において使用され又はその他の方法で既知のものとなった場合も同様である。

第1段落の規定にも拘らず、次の場合は、公衆に利用可能とされたとはみなさない。

1. 欧州経済地域において活動する当該部門の専門業界が、通常の業務の過程において、登録の申請日の前に又は第8d条までに基づいて優先権が主張されているときは優先日の前に、第1段落にいう行為を合理的にみて知り得なかった場合又は
2. 意匠の秘密を保たなければならない旨の明示又は暗黙の条件の下に当該意匠が第三者に開示されたという理由のみで当該意匠が知られるに至った場合。

第3a条

意匠は、第2条第2段落にいう日の前12月の期間内に既知のものとなった場合は、公衆に利用可能とされたとはみなさない。ただし、当該意匠が次の何れかの事情の下で公衆に利用可能とされ、又はその他の方法で知らされたことを条件とする。

1. 意匠創作者による場合
2. 意匠創作者が提供した情報又はとった措置の結果として第三者による場合又は
3. 意匠創作者との関係での濫用の結果である場合

本条において意匠創作者という場合は、その権利承継人も含む。

第4条

意匠権は、次の場合は存在しない。

1. 意匠が公序良俗に反するものであること
2. 次のものが許可を得ることなしに意匠に含まれていること。国の紋章、国の旗章若しくはその他の記章、国の監督用若しくは保証用の証明、スウェーデン国を暗示しそれにより意匠に公的性格を与える他の表示、スウェーデンの地方公共団体の紋章若しくは「紋章及び他の特定の公的表示に関する法律(1970:498)」に基づいて保護されている国際的表示又は上記の紋章、旗章、記章若しくは表示と容易に混同される可能性があるすべてのもの
3. 意匠が、第2条第2段落にいう日の前に公衆に利用可能とされていなかったが、スウェーデン又は欧州共同体商標意匠庁における登録出願に含まれていた他の意匠であってその後公衆に利用可能とされていることを条件として先の出願日又は優先日が適用されるものと抵触すること
4. 次のものが許可を得ることなしに意匠に含まれていること
 - a) スウェーデンにおいて保護を受けている他人の商号若しくは取引記号又は他人のためにその事業若しくは取引活動の過程においてスウェーデン市場において確立されている標識として認識される可能性があるすべてのもの
 - b) 他人の肖像又は他人の姓、雅号若しくは類似の名称として認識される可能性があるすべてのもの。ただし、当該肖像又は名称が明らかに死亡して久しい者に係るものである場合を除く。
 - c) スウェーデンにおいて保護を受けており識別性を備えている他人の文学的若しくは芸術的作品の表題として認識される可能性があるすべてのもの又はかかる作品若しくはスウェーデンにおいて保護を受けている写真についての他人の著作権を侵害するすべてのもの。

第4a条

意匠権は、物品の外観の特徴であって次の何れかに該当するものには存在しない。

1. 当該物品の技術的機能によつてのみ決定されるもの又は
 2. 意匠が組み入れられ若しくは用いられている物品が他の物品に機械的に接続され、又はその中に、その周りに若しくはそれに接して置かれて、何れの物品もその機能を果たすことができるようにするためには、その正確な形状及び寸法で再現する必要があるもの
- 第1段落2の規定にも拘らず、意匠権は、モジュールから構成されるシステム内での互換性がある物品の多重の組立又は接続を可能にする目的にかなう意匠には存在し得る。

第5条

意匠権は、第7条から第7b条までに記載する制限の下に、他の何人も意匠権の所有者(意匠所有者)の許可を得ないで当該意匠を実施してはならないことを意味する。この実施の禁止は、特に、当該意匠が一部を構成し若しくは用いられている物品の製造、販売の申出、マーケティング、スウェーデンへの輸入及びスウェーデンからの輸出若しくは使用又はかかる物品の前記の目的での貯蔵に適用される。

意匠権は、知識のある使用者に対して、登録された意匠の全般的印象とは異なる全般的印象を与えることがない他のすべての意匠を対象とする(保護の範囲)。保護の範囲を判定するに際しては、意匠を作るに当たつての意匠創作者の自由の度合いを考慮に入れるものとする。

第6条 (削除)

第7条

次に該当する実施行為は、意匠権の対象から除外する。

1. 私的に、かつ、非商業目的で行われるもの
2. 実験目的で行われるもの又は
3. 引用又は教授の目的での再現であるもの。ただし、これらの行為が公正な商慣行に合致し、意匠の通常の実施を不当に害することなく、また、出所に言及するとの条件の下で行われる場合に限る。

第7a条

他の国に属する船舶及び航空機であつて一時的にスウェーデンの領域に入るものの設備は、意匠権の対象から除外する。

かかる船舶及び航空機を修理する目的での予備部品及び付属品のスウェーデンへの輸入並びにかかる船舶及び航空機の修理についても同様とする。

第7b条

意匠権は、意匠所有者により又はその同意を得て欧州経済地域内の市場に持ち込まれた物品の使用を対象としない。

第8条

意匠が1883年3月20日の工業所有権の保護に関するパリ条約(パリ条約)の締約国である外国における意匠の登録又は実用新案としての保護に係る出願に含まれている場合において、当該意匠の登録出願が当該外国における出願から6月以内にスウェーデンにおいて行われる

ときは、スウェーデンにおける出願は、第2条の適用上、当該外国における出願と同じ時に行われたものとみなす(優先日)。意匠が世界貿易機関設立協定(WTO 協定)の当事者である国又は地域において行われた出願に含まれている場合についても同様とする。

他の国又は他の地域に係わる登録出願に関しても、当該先の出願が行われていて、スウェーデンにおける出願について相応する優先権が付与され、かつ、当該他の国又は他の地域における法制がすべての基本的な要素においてパリ条約に相応するときは、当該他の国又は他の地域に係わる登録出願に基づいて同一の優先権を享受することができる。

優先権を享受しようとする出願人は、登録出願においてその旨の主張を行わなければならない。この場合、出願人は、主張の基礎となっている出願が行われた場所及び時期を表示しなければならない。また、出願人は、速やかに、先の出願の番号も表示しなければならない。

第8a条

登録当局は、出願人に対し、一定期間内に、次の書類を提出することにより、主張する優先権を証明するよう要求することができる。

1. 出願を受領した当局により発行された出願人の名称及び出願日に係る証明書
2. 同当局により認証された出願書類の写し及び同書類に添付した意匠を示す画像

要求書に示す期間は、スウェーデンにおける出願から3月より早く満了するものであってはならない。

第8b条

優先権は、当該意匠を含む最初の出願に基づいてのみ付与することができる。

最初の出願を行った者又はその権利承継人が後に同一の意匠に係る出願を同一の当局に行った場合は、当該後の出願を優先権の基礎として主張することができる。ただし、このことは、後の出願が行われたとき、先の出願が次の事情に該当する場合にのみ適用する。

1. 公衆に利用可能とされることなく、取り下げられ、ファイルから除去され又は拒絶されており、かつ
2. それに基づいて如何なる残存する権利も生じさせておらず、又は如何なる優先権の基礎ともなっていないこと

何人かが第2段落に基づき後の出願を基礎として優先権を取得した場合は、先の出願は、もはや優先権の基礎として主張することはできない。

第8c条

第11条に基づく複数登録出願の場合は、優先権は、1又は複数の意匠について取得することができる。

かかる出願の場合、複数の先の出願に基づいて優先権を主張することができる。複数の先の出願が複数の国において行われた場合も同様である。

第8d条

第8条から第8c条までの規定が遵守されなかった場合は、優先権は認められない。

出願及び審査

第9条

特許登録庁が登録当局である。

第10条

意匠登録を出願しようとする者は、書面をもって登録当局に出願するものとする。

出願には、意匠を創作した者及び意匠を用いることを意図している物品又は意匠を組み入れることを意図している物品についての記載並びに意匠を表示する画像資料を含めなければならない。意匠創作者以外の者が登録を求めている場合は、当該出願人は、当該意匠についての自己の権利を証明しなければならない。

出願人が第18条に基づく意匠の公告の前にひな形も提出する場合は、当該ひな形を当該意匠を表示するものと認める。

出願は、他の点についても、第49条により定められることがある規定に基づく要件を遵守しなければならない。また、出願人は、第48条に定める出願手数料及び追加手数料を納付しなければならない。

第11条

意匠を用いることが意図されている物品又は意匠をその一部とすることが意図されている物品が同一の類に属する場合は、出願に複数の意匠を含めることができる。類の決定の適用上、工業意匠の国際分類を定める1968年10月8日のロカルノ協定に基づく分類は、スウェーデン法の一部をなす。

第12条

登録当局は、スウェーデンに住所を有していない出願人に対し、当該案件において通信を受領する権限を与えられた代理人であってスウェーデンに住所を有するものを選任すること及び当該代理人について当局に通知することを要求することができる。出願人が当該要求に応じない場合は、通信は、出願人の最近時に知られている宛先での出願人への書類の郵送により送達することができる。通信は、前記のことが行われた時に送達されたものとみなす。

第13条

登録出願は、出願人が意匠を表示する画像資料又はひな形を提出した時にのみ、行われたものとみなす。

出願に含まれた意匠は、変更後にもその同一性を維持し、かつ、本法に基づく保護に係る要件を遵守する場合は、出願人の請求により、変更することができる。

第14条

登録当局は、出願が第10条、第11条及び第13条に基づく要件を遵守するか否かを審査する。

登録当局は、更に、出願が第1条1に基づく意匠に係わるものであるか否か及び第4条1又は2に基づく意匠権についての支障があるか否かについて審査する。

出願が第1段落に基づく要件を遵守していない場合は、登録当局は、出願人に対し、一定期

間内にその出願を完成又は補正するよう要求するものとする。要求書には、出願人が定められた期間内に応答しない場合は出願をファイルから除去することがある旨の出願人に対する通知を含めるものとする。

出願人が第2段落に基づく要求に係る陳述書を期限内に提出しない場合は、登録当局は、出願をファイルから除去する。

登録当局は、出願人が要求書において定められた期間の満了から2月以内に出願を完成又は補正し、かつ、所定の回復手数料を納付した場合は、ファイルから除去された出願を回復する。出願は、1回に限り回復することができる。

第15条

陳述書が提出された後にも登録についての支障があり、かつ、出願人がその陳述書を提出する機会を有していた当該支障である場合は、出願は拒絶される。ただし、出願人に新たな要求を出す理由があるときはこの限りでない。

第16条

登録当局に対して、意匠について出願人よりも有効な権原を有していると主張する者があり、かつ、当該事項について疑義がある場合は、登録当局は、当該の者に対し、一定期間内に訴訟を提起するよう要求することができる。これを行わないときは、出願審査を継続する過程において、当該の者の主張を否認することができる。

意匠に関するより有効な権原についての紛争が裁判所によって審理されている場合は、当該事件についての終局判決が下されるまで登録出願の審査を一時停止する旨宣言することができる。

第17条

登録当局に対して、意匠について出願人よりも有効な権原を有していることを証明する者がいる場合において、当該の者が請求するときは、登録当局は、当該出願を当該の者に移転するものとする。出願の移転を受けた者は、新たな出願手数料を納付しなければならない。移転が請求されている場合、当該請求が最終的に審理されるまで、これに関連する出願を変更し、ファイルから除去し、拒絶し又は承認することはできない。

第18条

出願書類が完備しており、第14条第1段落による審査に基づいて登録当局が登録に対する支障を認めなかった場合は、当該意匠は、登録簿に記入され、かつ、その旨の通知が公告される。

登録に対して異議を申し立てようとする者は、通知の公告の日から2月以内に登録当局に書面でこれを行わなければならない。

異議申立が明らかに根拠を欠くものでない場合は、登録当局は、意匠所有者に異議申立について通知するとともに、意見を提示する機会を与えるものとする。

異議申立が取り下げられた場合でも、特別の理由があるときは、異議申立手続を完了することができる。

第 18a 条

異議は、次の者のみが申し立てることができる。

1. 異議申立が第 1a 条に基づく意匠権についての支障に基づいている場合、自己が意匠についての権利を有していると考える者
2. 異議申立が第 4 条 3 又は 4 に基づく意匠権についての支障に基づいている場合、当該意匠権を出願する者又は当該意匠権の所有者である者
3. 異議申立が第 4 条 2 に基づく意匠権についての支障に基づいている場合、当該意匠権により影響を受ける者

異議申立に関し、他の点についての制限はない。

第 19 条

意匠登録に関する事案において、意匠を表示する特定の書類がこの点に関して特別に規定されているところに従い秘密にされる場合、当該書類は、出願人の同意なしには、出願人が請求する期間が満了する時又は出願日から若しくは第 8 条第 1 段落に基づき優先権が主張されるときは優先権が主張されている日から 6 月の期間が満了する時まで、利用可能なものにしてはならない。登録当局が、秘密期間の満了前に当該出願をファイルから除去すること又は拒絶することを決定した場合は、当該書類は、出願人が出願の回復を請求するとき又は当該決定について審判請求をするときに限り、利用可能なものにすることができる。

第 20 条

登録当局は、異議申立を受けて、第 1 条から第 4a 条までに基づいて登録についての支障が存在し、かつ、当該支障が依然として解消されない場合又は当該登録が第 13 条第 2 段落に違反して行なわれた場合は、登録を全部又は一部取り消すものとする。

登録当局は、意匠権について支障がない場合は、異議申立を拒絶する。

登録の部分的な取消は、意匠所有者がこれを請求し又は部分的取消の請求に同意し、かつ、当該意匠が変更された形態でもその同一性を維持し、本法に基づく保護に係る要件を遵守する場合に限り、これを行うことができる。

登録当局による決定が法的効力を生じた場合は、その旨の通知を公告しなければならない。この決定が登録の全部又は一部無効の旨を含む場合、この事実を登録簿に記録しなければならない。

第 21 条

意匠登録の出願に関する事案における登録当局による最終決定については、出願人は、決定が自己に不利な場合は、審判請求をすることができる。登録についての異議申立に係る最終決定については、当該決定が自己に不利になった場合、意匠所有者及び異議申立人は審判請求をすることができる。異議申立人が審判請求を取り下げた場合であっても、特別の理由があるときは、当該事案を決定へ導くことができる。

出願人は、第 14 条第 4 段落に基づく回復を求める請求を拒絶する決定又は第 17 条に基づく移転を求める請求を承認する決定について、審判請求をすることができる。移転を請求した者は、当該請求を拒絶する決定について審判請求をすることができる。

第 22 条

第 21 条に基づく登録当局による最終決定については、当該決定の日から 2 月以内に特許審判裁判所に審判請求をすることができる。

特許審判裁判所による終局判決については、当該判決の日から 2 月以内に最高行政裁判所に不服を申し立てることができる。当該不服申立については、行政審判裁判所による決定に対する不服申立についての行政手続法(法律 1971 : 291)第 35 条から第 37 条までの規定を適用する。特許審判裁判所による判決には、当該事件を最高行政裁判所に提起するためには許可が必要であるという事実及び当該許可の付与を受けることができる事由について記載しなければならない。

第 23 条 (削除)

存続期間

第 24 条

意匠の登録は、登録出願日から起算した 5 年を単位とする 1 以上の期間有効である。25 年より短い期間について有効な登録は、申請に基づいて、合計 25 年まで 5 年を単位とする追加期間につき更新することができる。各更新期間は、前の期間が満了した時から起算する。複合物品の元の外見を取り戻すための修理に意図された部品に係る意匠に関しては、登録は、最大限 3 回の 5 年の期間を超えないものとする。

第 25 条

登録更新の申請は、先行する登録存続期間の満了前 1 年以内及び満了後 6 月以内に登録当局に対して行わなければならない。その期間内に第 48 条に定める更新手数料及び追加手数料を納付するものとし、納付されない場合は、申請は拒絶される。

登録更新の通知は、公告するものとする。

移転とライセンス他

第 26 条

意匠所有者が他人に当該意匠を実施する権利(ライセンス)を付与した場合は、ライセンシーは、その趣旨での合意がある場合に限り、更にその権利を移転することができる。

ライセンスが事業活動の一部を構成している場合は、当該ライセンスは、別段の合意があるときを除き、当該事業と共に移転することができる。その場合は、移転をする者は、ライセンス契約の履行について引き続き責任を負う。

第 27 条

意匠権が他人に移転された場合又はライセンスが付与され若しくは移転された場合は、請求に基づき、所定の手数料を納付し、その旨を意匠登録簿に記入することで効力が生じる。登録簿に記録されているライセンスが終了していることが証明されるときは、当該記入は抹消する。

第 1 段落の規定は、第 32 条第 2 段落に規定する権利についても適用する。

複数登録が行なわれている場合は、意匠権の移転は、当該意匠すべてについてのみ登録することができる。

意匠権に関する訴訟その他の法律的事件の目的では、意匠所有者として最後に意匠登録簿に登録されていた者を意匠所有者とみなす。

第 28 条—第 30 条 (削除)

第 31 条

裁判所は、第 1 条から第 4a 条までに基づく意匠権の付与について支障が存在し、かつ、当該支障が依然として残っている場合又は第 13 条第 2 段落に違反して登録が行なわれた場合において、その点に関して訴訟の提起があったときは、当該登録を全部又は一部取り消す。

ただし、意匠所有者が登録の部分的取消を請求し、かつ、当該意匠が変更された形態でその同一性を維持し、本法に基づく保護に係る要件を遵守する場合は、登録を部分的に取り消すことができる。

登録は、登録を認められた者が意匠権の一部のみについて権利を有していたに過ぎないとの理由で取り消してはならない。

判決が法的効力を生じた場合は、同判決は、意匠登録簿への登録のために登録当局に伝達されるものとする。

第 31a 条

登録の無効を求める訴訟は、次の何れかの者によってのみ提起することができる。

1. 当該訴訟が第 1a 条に基づく意匠権についての支障に基づいている場合において、自己が当該意匠の権利を有していると考える者
2. 当該訴訟が第 4 条 3 又は 4 に基づく意匠権についての支障に基づいている場合において、当該意匠権を出願する者又は当該意匠権の所有者である者
3. 当該訴訟が第 4 条 2 に基づく登録についての支障の存在に基づいている場合において、当

該意匠権の影響を受ける者

他のすべての場合において、登録により損害を被る者は何人も訴訟を提起することができる。第4条1又は2の何れかの規定に基づく訴訟は、政府が定める公共機関も提起することができる。

第1段落1にいう訴訟は、登録が行なわれたこと及び当該訴訟の基礎となるその他の事情を原告が知った時から1年以内に提起しなければならない。意匠所有者が、意匠が登録された時又は意匠権が自己に移転された時に善意であった場合は、訴訟は、登録から3年以内に提起しなければならない。

第31b条

裁判所は、意匠権が終了し又は放棄された後も、当該意匠権が無効である旨を宣言することができる。

かかる訴訟に関しては、第31a条の規定を適用する。

第32条

意匠が第1a条に基づいて当該意匠の権利を有する者以外の者について登録されている場合は、裁判所は、当該意匠の権利を有する者によるこの点に関する訴訟提起を受けて、登録を当該の者に移転するものとする。この点に関する訴訟は、第31a条第4段落に定める期間内に提起しなければならない。

登録を剥奪された者が、スウェーデンにおける事業活動において善意で当該意匠の実施を開始していた場合又はそれについて有意義な措置を取っていた場合は、その者は、公正な対価の支払と引き換えに、かつ、その他の適切と考えられる条件の下に、意匠の基本的特徴を維持しつつ、実施を継続し又は予定していた実施を開始することができる。それと同じ権利が、相応の条件に基づいて、登録簿に登録されているライセンスに付与される。

第2段落に定められている権利は、実施していた又は実施を予定していた事業活動と共にする場合にのみ他人に移転することができる。

第33条

意匠所有者が登録当局に書面を提出して意匠についての権利を放棄する場合は、登録当局は、当該意匠を登録簿から抹消する。

意匠についての権利が債務のために差し押さえられ、債務の弁済を確保するために押収若しくは保管されている場合又は移転若しくは登録について紛争がある場合は、上記の差押、債務の弁済確保のための押収若しくは保管が有効な限り、又は当該紛争について最終的な決定が下されていない限り、当該意匠は、意匠所有者からの請求に基づいて登録簿から抹消することができない。

情報提供義務

第 34 条

意匠の登録出願を行い、かつ、意匠を表示する書類が公衆に利用可能とされる前に他人に対して当該出願を主張する者は、当該他人に対して当該書類を利用可能なものにすることに同意を与えなければならない。

他人に対して直接に、広告において若しくは商品若しくはその包装に付した告知の公表により又はその他の方法によって意匠の登録を出願した旨又は登録が行なわれた旨を説明したが、その際同時に当該出願又は登録の番号について知らせなかった者は、請求があれば遅滞なく、それについての情報を提供しなければならない。登録を出願したこと又は登録が行われたことを明示的に主張していない場合であっても、諸般の状況がそのような事情であるとの印象を与える場合は、請求があれば遅滞なく、登録が出願され又は登録が行なわれたか否かについての情報を提供しなければならない。

債務及び損害賠償他

第 35 条

故意又は重大な過失により意匠権の侵害(意匠侵害)を行った者は、罰金又は2年以下の拘禁に処せられる。第35b条の禁止規定に違反して罰金に処せられた者に対しては、当該禁止の対象とされている侵害について刑事責任を問う判決を下すことはできない。

第1段落に定める侵害の未遂及び侵害行為の準備は、刑法第23章の規定によって罰せられる。公訴官は、第1段落及び第2段落に規定する違反について訴訟を提起する権限を有するものとするが、これは、被害者から告訴があり、かつ、当該訴訟が公共の利益のために必要な場合に限られる。

第 35a 条

第35条に基づいて違反が生じた財産については、没収を宣言する。ただし、それが明白に不合理と考えられないことを条件とする。当該財産自体の代わりにその価値の没収を宣言することもできる。かかる違反から生じた利益についても、没収を宣言する。ただし、それが明白に不合理でないことを条件とする。何れかの者がかかる違反に関連する費用の対価として受領したものの又は受領した価値についても同様とする。ただし、受領行為が第35条に基づく違反を構成することを条件とする。

第35条に基づく違反に関連する手段として使用された財産について没収を宣言することができる。ただし、違反を防止するためにそれが必要であること又は別段の特別の理由があることを条件とする。第35条に基づく違反に関連する手段として使用することが意図された財産についても同様とする。ただし、当該違反が実行されていること又は罰するべき試み若しくは罰するべき準備を構成していることを条件とする。当該財産自体の代わりに、その価値を没収することができる。

第 35b 条

裁判所は、意匠所有者又はライセンスに基づいて意匠を使用する権利を有する者による申立に基づき、意匠を侵害したか又は意匠の侵害に加わった者が当該行為を続けることを禁止する差止命令であってそれに違反した場合には罰金が課されるものを発令することができる。原告が、侵害又は侵害への参加が行われる相当な理由を示し、かつ、侵害又は侵害への参加の続行を通じて被告が意匠に係る排他権の価値を減少させることが合理的に予想される場合は、裁判所は、当該事件が最終的に判決されるか又は別途決定されるまでの間について、それに違反した場合は罰金が課される差止命令を発令することができる。被告が応答する機会を与えられる前に差止命令を発令してはならない。ただし、遅延した場合は損害が生じる虞があるときは、この限りでない。

第1段落及び第2段落の規定は、侵害に関連する試みを構成する行為及び準備行為についても適用する。

第2段落にいう差止命令は、被告がこうむる可能性がある損害に係る保証金が裁判所に供託された場合に限り発令することができる。原告がかかる保証金を供託することができない場合は、裁判所は、原告にそれを免除することができる。保証金の種類に関しては、施行規程の規定を適用する。被告が当該保証金を受け入れない場合は、裁判所がこれを審査する。

事件に判決が下された場合は、裁判所は、第2段落に基づいて発令された禁止を引き続き適用するか否かを決定する。

第2段落又は第4段落に基づく決定に対する上訴及び上級裁判所における手続に関しては、訴訟手続法第15条の決定に対する上訴に関する規定が適用される。

差止命令を請求した当事者は、罰金の賦課を求める訴訟を提起することができ、かつ、当該訴訟は、罰金より重い罰が規定されていない事件に係る訴訟に関する訴訟手続法の規定に基づいて処理される。かかる罰金の賦課に関連して、違反した場合は罰金が課される新たな差止命令を求める訴訟を提起することができる。

第35c条

出願人が、ある者が意匠侵害を行ったことについて相当な理由を証明した場合は、裁判所は、第2段落にいう1又は複数の者に対し、行われた侵害の対象である商品又はサービスの出所及び販売網に関する情報を出願人に提供するように、違反した場合は罰金が課されることを条件として、命じることができる（情報提供命令）。かかる命令は、意匠所有者又はライセンスに基づいて意匠を使用する権利を有する者による申立に基づいて発令することができる。かかる命令は、当該情報が当該商品又はサービスに関する侵害の調査を促進すると考えられる場合に限り、発令することができる。

情報を提供する義務は、次に掲げる者の何れかを対象とする。

1. 当該侵害を行ったか又は当該侵害に加わった者
2. 当該侵害に関わる商品を商業規模で利用していた者
3. 当該侵害に関わるサービスを商業規模で利用していた者
4. 当該侵害に関連して使用されていた電子通信サービス又はその他のサービスを商業規模で提供していた者
5. 2から4までにいう者により、当該侵害に関わる商品の生産若しくは頒布又は当該侵害に関わるサービスの提供に関与しているとされた者

商品又はサービスの出所又は販売網に関する情報には、特に、次に掲げるものが含まれる。

1. 以前当該商品を保持したか又は当該サービスを提供した生産者、頒布者、供給者又はその他の者の名称及び宛先
2. 意図された卸売業者及び小売業者の名称及び宛先
3. 生産、引渡、受取又は発注の量に関する情報及び当該商品又はサービスから得た対価

第1段落から第3段落までの規定は、侵害に係る試みを構成する行為及び準備行為にも適用する。

第35d条

情報提供命令は、命令を可とする理由が、当該措置がその対象当事者又はその他の対立利害関係者に与える不都合又は害を上回る場合に限り、発令することができる。

第35c条に基づく情報提供義務には、それを明かしたならば、情報提供者又は訴訟手続法第36章第3条にいうこれに密接に関係している者が犯罪を行ったことを開示することになる情報は含まれない。

個人データ法（1998年：204）には、受領した個人データの利用を制限する規定が含まれている。

第 35e 条

情報提供命令に関する決定は、当該侵害の審理が係属している裁判所が下すものとする。他の点で、裁判所の管轄権については、その裁判所に付託された事件に関しては第 43 条及び第 52 条が適用され、侵害に関する他の事件に関しては訴訟手続法の民事事件に関する規定が適用される。ただし、裁判所以外において提起されるべき紛争における裁判所の管轄権の制限に関する訴訟手続法の規定は適用されない。

情報提供命令を求める申立が侵害事件における出願人の相手方以外の者を対象としている場合は、当該事件に係る裁判手続において適用される規定が提供される。情報提供命令に関する決定に対しては、別途上訴することができる。

情報提供命令を求める申立が第 2 段落にいう者以外の者を対象としている場合は、裁判事項法（1996 年：242）の規定が適用される。問題の調査の目的で、訴訟手続法第 37 章に基づく口頭による聴聞を行うこともできる。裁判所は、各当事者が各自の訴訟費用を負担するべき旨を決定することができる。

当該命令を請求した当事者は罰金の賦課を求める訴訟を提起することができ、かつ、この訴訟は、罰金より重い罰が規定されていない刑事事件の訴訟に関する訴訟手続法の規定に基づいて処理する。かかる訴訟に関連して、新たな情報提供命令を求める訴訟を提起することができる。

第 35f 条

第 35c 条第 2 段落 2 から 5 までに基づき、同条第 1 段落にいう情報を提供するよう命令された者は、こうむった費用及び不都合に係る合理的な補償を受ける権利を有する。補償は、情報提供命令を請求した当事者が支払うものとする。

電子情報サービスを提供する者であって、情報提供命令に基づいて電子通信法（2003 年：389）第 6 章第 20 条にいう情報を提供したものは、当該情報の提供から 1 月以後 3 月以内に、当該情報の関係者に対しそのことに関する通知書を送付しなければならない。通知の費用は、第 1 段落に基づいて補償される。

第 35g 条

個人データ法（1998 年：204）第 21 条の禁止に拘らず、第 35 条に基づき違法行為を構成する違反に関する個人データを処理することができる。ただし、特定の場合において法律上の要求を証明し、主張し又は防御するためにそれが必要であることを条件とする。

第 35h 条

裁判所は、侵害事件において、原告の申立に基づき、侵害を行ったか又は侵害に加わった者に対し、当該事件における判決についての情報を広めるための適切な措置に係る補償金を支払うよう命じることができる。

第 1 段落の規定は、侵害に係る試みを構成する行為及び準備行為にも適用する。

第 36 条

故意又は過失により意匠侵害を行った者は、意匠の実施についての公正な補償金及び侵害によって生じたそれを超える被害に対する補償金を支払わなければならない。補償額の決定に

当たっては、以下の事情を考慮するものとする。

1. 損失
2. 侵害者の利益
3. 意匠の評判の損害
4. 精神的損害
5. 侵害がなかった場合の意匠権者の利益

故意又は過失によらないで意匠侵害を行った者は、適切と考えられる限り、かつ、その範囲内で、意匠の実施についての補償金を支払うものとする。

意匠侵害についての補償を求める権利は、被害が生じた日から5年以内に訴訟を提起しない場合は、時効にかかる。

第37条

裁判所は、意匠侵害をこうむった当事者による申立に基づき、合理的な限りにおいて、意匠権に違反してスウェーデンにおいて製造されたか又はスウェーデンに輸入された他の当事者の財産を商業経路から回収し、変更し、残余保護期間の間保管し若しくは破棄するべき旨又は当該財産に関して他の措置をとるべき旨を決定することができる。侵害に関連して使用されたか又は使用することが意図された器具についても同様とする。

第35条にいう犯罪行為が行われたことが合理的に推定できる場合は、第1段落にいう財産を押収することができる。犯罪事件一般における押収に関する規定がかかる押収に適用される。第1段落の規定にも拘らず、特別の理由がある場合は、裁判所は、申立に基づき、第1段落にいう財産の所有者は、合理的な補償及び他の合理的な条件に基づいて、残余保護期間又はその一部の間、当該財産を自由に使用することができる旨を決定することができる。かかる決定は、所有者が善意で行動している場合に限り下すことができる。

第1段落から第3段落までの規定は、侵害に関係する試みを構成する行為及び準備行為にも適用する。

本条に基づく措置に関する決定は、意匠侵害をこうむった当事者は当該措置の対象である当事者に補償を支払わなければならないことを含意するものであってはならない。

第1段落に基づく措置は、被告がその費用を負担するものとする。ただし、それとは反対の特別の理由がある場合はこの限りでない。

第35a条又は刑法に基づいて不法行為の防止のために没収又はその他の措置が決定された場合は、本条にいう決定は下さない。

第37a条

ある者が侵害を行ったか又は侵害に加わったことを合理的に推定できる場合は、裁判所は、侵害に関係する証拠を保全する目的で、侵害を調査する（侵害調査）上で重要と推定できる物品又は書類を捜索するために、前記の者に関して調査を行うことを命じることができる。侵害調査に係る命令は、当該措置を可とする理由が、当該措置がその対象である者又はその他の反対利害関係者に与える不都合又はその他の害を上回る場合に限り、発令することができる。

第1段落及び第2段落の規定は、侵害に関係する試みを構成する行為及び準備行為にも適用する。

第 37b 条

侵害調査に係る命令は、当該侵害に関する手続を進めている裁判所が発令する。法的手続が未だ開始されていない場合は、裁判所の管轄権の問題については、当該裁判所に付託されている事件に関しては第 43 条及び第 52 条の規定が、また、侵害に関するその他の事件に関しては訴訟手続法の民事事件に係る規定が、それぞれ適用される。ただし、裁判所以外において提起されるべき紛争における裁判所の管轄権の制限に関する訴訟手続法の規定は適用されない。

侵害調査に関する問題は、当該意匠の所有者又はライセンスに基づいて当該意匠を使用する権利を有する者による申立に基づいてのみ、審理することができる。法的手続が未だ開始されていない場合は、申立は書面により行うものとする。

相手方は、調査命令が発令される前に、応答する機会を与えられなければならない。ただし、遅延により、侵害調査のために重要な物品又は書類が取り去られ、破棄され又は改変される虞がある場合は、裁判所は、別段の決定がなされるまで有効な命令を直ちに発令することができる。

その他の点に関し、法的手続が開始される前に生じた侵害調査に関する問題は、当該問題が法的手続の過程において生じたと同様の方法で処理するものとする。

第 37c 条

侵害調査命令は、出願人が、相手方がこうむる可能性がある損害に係る保証金を裁判所に供託した場合にのみ、下すことができる。出願人がかかる保証金を供託することができない場合は、裁判所は、出願人にそれを免除することができる。保証金の種類に関しては、執行法第 2 章第 25 条の規定が適用される。保証金は、相手方がそれに同意した場合を除いて、裁判所により審査される。

侵害調査に係る裁判所の決定に対する上訴及び上級裁判所における手続に関しては、訴訟手続法第 15 章に規定する決定に対する上訴に関する規定が適用される。

第 37d 条

侵害調査命令には、次に掲げる事項に関する情報を含めるものとする。

1. 調査の目的
2. 搜索の対象になり得る物品及び書類
3. 捜査の対象になり得る建物

必要な場合は、裁判所は、命令の執行のためのその他の条件も定めるものとする。

第 37e 条

侵害調査命令は、直ちに執行可能とする。命令から 1 月以内に執行を求める請求が提出されなかった場合は、その命令は無効となる。

請求人が、執行の終結から 1 月以内に訴訟を提起するか又は当該問題に関する手続をその他の態様で開始しなかった場合は、侵害調査の執行との関係でとられた如何なる措置も、可能な範囲で無効にされる。執行が終結した後に侵害調査命令が無効にされた場合も同様とする。

第 37f 条

侵害調査命令は、裁判所が定めた条件に従い、かつ、執行法第 1 章から第 3 章まで、第 17 章第 1 条から第 5 条まで及び第 18 章を適用して、地方執行当局を通じて執行する。請求人の相手方は、侵害調査命令が相手方の聴聞の後に発令された場合にのみ、執行について通知されるものとする。当該当局は、捜査する権限を与えられている物品について写真を撮り、かつ、ビデオ及び音声収録を行う権利を有する。当局はまた、捜査する権限を与えられている書類について写し及び抄本を作成する権利を有する。

侵害調査は、訴訟手続法第 27 章にいう書面による書類を対象としてはならない。

第 37g 条

相手方は、侵害調査命令が執行されるときに弁護士を呼ぶ権利を有する。弁護士が到着する前に執行を開始してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

1. それにより調査が不必要に遅延する場合又は
2. その他に、当該措置の目的が達成されない虞がある場合

執行の過程において、執行当局は、必要に応じ、専門家の役務を徴する権限を有する。

当局は、請求人又は請求人の代理人に、情報を提供するために調査に立ち会うことを許可することができる。かかる許可を与えた場合において、当局は、調査の結果について、執行により正当化することができる範囲を超えて請求人又は代理人に情報が渡らないようにしなければならない。

第 37h 条

侵害調査からの物品の写真並びにビデオ及び音声の収録物並びに書類の写し及び抄本は、その一覧を作成し、かつ、請求人及びその相手方の利用に供されるものとする。

第 38 条

意匠を表示している書類が公衆に利用可能とされた後に、何人かが第 5 条に違反して登録出願に含まれる意匠を実施した場合は、当該出願が登録された範囲に応じて、意匠侵害についての規定を適用する。ただし、刑事罰を科することはできず、第 18 条により登録の通知が公告される前に行われた実施に基づく被害の補償及び没収は、第 36 条第 2 段落に基づいて決定する。

第 36 条第 3 段落の規定は、補償を求める訴訟が意匠の登録から 1 年以内に提起される場合は、適用しない。

第 39 条

法的効力を有する決定又は判決により意匠の登録が取り消された場合又は意匠権が無効と宣言された場合は、裁判所は、何らかの制裁措置の判決を下すことも、又は第 35 条から第 38 条までによるその他の措置を決定することもできない。

意匠侵害に対する訴訟が提起され、当該訴訟を提起された者が登録を取り消すべき旨を主張する場合は、裁判所は、当該の者の請求に基づき、登録取消の問題が最終的に決定されるまで当該訴訟手続の停止を命じるものとする。登録取消についての訴訟が提起されていない場合は、裁判所は、上記の停止命令に関連して、当該の者に対して取消訴訟提起のための一定

の期間を定めるものとする。

第40条

故意又は些細でない過失により次に該当することとなる者には罰金が科される。

1. 第34条に基づく自らの義務を履行しない場合
2. 第34条に定める場合において、不正確な情報を提供したが、それについて刑法に刑罰が定められていないとき

第1段落にいうように故意又は過失により自らの義務を履行せず、又は一定の行為を行う者は、それによって生じる被害について補償しなければならない。当該補償は、過失が些細な場合は、調整することができる。

第1段落に規定する違反に対する公訴は、被害者からの告訴があり、かつ、当該訴訟が特定の理由により公共の利益のために必要な場合に限り、提起することができる。

訴訟手続き

第 41 条

意匠所有者又はライセンスに基づき当該意匠を実施する権利を有する者は、他人との関係において登録に基づく保護を受けられるか否かの問題を解決するために訴訟を提起することができるが、それは、当該問題について不確実性が存在し、かつ、当該不確実性が原告に害を生じさせる場合に限られる。

同じ条件の下で、事業活動に従事している者又は従事する予定の者は、一定の意匠登録を理由として当該活動についての支障が存在することになるか否かの問題を解決するために、意匠所有者に対して訴訟を提起することができる。

第 39 条第 2 段落の規定は、第 1 段落にいう事情において、意匠登録を無効にするべき旨が主張されている場合に準用する。

第 42 条

意匠登録の取消又は登録の移転を求めて訴訟を提起することを希望する者は、この事実を登録当局に通告し、かつ、意匠登録簿によれば当該意匠の実施のためのライセンスを有しているすべての者に通知しなければならない。意匠侵害に対して又は第 41 条第 1 段落にいう問題解決のために訴訟を提起することを希望するライセンシーは、当該事実を意匠所有者に通知しなければならない。

第 1 段落に基づく通知の義務は、通知を意匠登録簿に登録されている宛先に料金前納書留郵便で送付したときに果たされたものとみなす。

訴訟が提起された時に、第 1 段落に基づく通告又は通知が行われたことが示されていない場合は、原告は、このために十分な時間が与えられる。原告がこれを怠る場合は、当該訴訟は認められない。

第 43 条

司法手続法において、意匠についての権原、意匠登録の取消、意匠登録の移転、第 31b 条に基づく意匠登録の無効、第 32 条第 2 段落に定める権利、第 40 条第 2 段落に基づく補償又は第 41 条に基づく問題解決に関する訴訟を審理する管轄裁判所が定められていない場合は、当該訴訟は、ストックホルム地方裁判所に提起されるものとする。

第 44 条

第 16 条、第 31 条から第 32 条まで、第 35 条から第 38 条まで又は第 41 条にいう事案についての判決又は終局判決については、その謄本が登録当局に送付されるものとする。

第 45 条

スウェーデンに住所を有していない意匠所有者は、スウェーデンに居住する代理人を選任し、刑事事件の令状及び当事者自らが法廷に出頭すべき旨の命令を除き、意匠権に関する訴訟事件その他の事項についての令状、呼出状及びその他の書類を受領する権限を付与しなければならない。代理人については、それを届け出て、意匠登録簿に登録させなければならない。意匠所有者が第 1 段落による代理人の届出を行っていない場合は、意匠登録簿に記録されて

いる完全な宛先に宛てて料金前納郵便で呼出状を送付することにより、当該書類の送達を行うことができる。意匠登録簿に完全な宛先が記録されていない場合は、呼出は、当該書類を登録当局で入手できるようにしておき、かつ、この事実及び当該書類の要旨を政府が定める公告に記入することによって行うことができる。呼出は、本段落にいう措置が取られたときに実行されたものとみなす。

第 46 条

政府は、相互主義の条件の下に、第 12 条又は第 45 条の規定を、意匠出願人若しくは意匠所有者であって特定の外国に住所を有しているもの又は登録当局に通知されており、かつ、これらの条に定める権限を付与されている当該特定の外国に住所を有する代理人を選任した意匠出願人若しくは意匠所有者に関しては適用しない旨を規定することができる。

第 47 条

登録当局による決定のうち、第 21 条にいうもの以外については、当該決定の日から 2 月以内に特許審判裁判所に訴を提起することにより審判を請求することができる。

特許審判裁判所による終局判決については、当該判決の日から 2 月以内に、最高行政裁判所に不服申立を行うことができる。当該不服申立については、行政審判裁判所による判決についての不服申立に関する裁判手続き法(法律 1971 : 291)第 35 条から第 37 条までの規定を適用する。特許審判裁判所の判決においては、当該事件を最高行政裁判所に提起するためには特別の許可を取得しなければならないという事実及び許可を受けることができる事由を記載しなければならない。

第 48 条

意匠登録及び意匠登録の更新に関する事項については、出願人は、出願手数料又は更新手数料を納付し、かつ、該当する場合は、次の追加手数料を納付しなければならない。すなわち、最初の品目に追加される商品の各類に係る類の手数料、最初の意匠に追加される各意匠に係る複数登録手数料、ひな形の保管に係る保管手数料及び最初の画像に追加される画像についての通知の公告に係る公告手数料。更新手数料を登録の存続期間満了後に納付する場合は、割増手数料を納付しなければならない。

第 49 条

政府は、本法に基づく手数料を決定する。

本法の適用に関する追加規定は、登録当局法(1977 年 731)により政府が採択し、決定する。

共同体意匠

第 50 条

理事会規則(EC : No. 6/2002) 第 35.2 条に基づき登録認定機関へ共同体意匠を登録出願する者は、政府によって定められた手数料を払うものとする。

理事会規則の第 78.5 条に基づいて証明書を要求する場合も同様とする。

第 51 条

共同体意匠権侵害の場合には、意匠権侵害に係る第 35 条を適用する。

さらに、理事会規則(EC : No. 6/2002)に従がわない場合、第 35a 条から第 37h 条までを適用する。

その場合、共同体意匠権侵害には意匠権侵害の規定を適用する。

第 52 条

第 51 条及び共同体意匠に関する理事会規則(EC : No. 6/2002)第 81 条に関わる訴訟は、ストックホルム地方裁判所で裁判する。